

# 一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター会員規程

制定 2018年6月29日 規程第19号

最終改正 2026年4月1日

(理事長決裁)

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター（以下「当法人」という。）の会員及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の事業活動に参画する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同し、当法人の事業目的達成に貢献する国の機関、地方公共団体、産業支援団体及び経済団体等
- (3) 学術会員 当法人の調査研究に有益と認められる高等教育機関（大学等）、研究機関及び非営利団体等

## (入会)

第3条 会員として入会する者は、入会申込書を当法人に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申込があったときは、第5条の規定に従い審査を行い、入会の承認・不承認を入会希望者に対し通知するものとする。
- 3 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。

## (加入期間)

第4条 会員の加入期間は、前条第1項の理事長の承認があった日から、承認があった日の属する会計年度の末日までとする。

2 前項の加入期間は、加入期間満了の1箇月前までに会員から退会の申し出がない場合には、翌年度以降1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

## (不承認の基準)

第5条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載がある場合
- (2) 過去に除名処分を受けたことがある場合
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破

壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した個人又は法人

- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

- (5) その他、理事長が会員として不適当と認めた場合

(会費)

第6条 正会員は、7万円を一口とし、一口以上の会費を当法人に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、正会員のうち従業員数5人未満の法人又は個人並びに法人設立後5年未満の法人については、会費の半額を免除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、会費を免除することができる。

4 会費は年会費制とし、当法人が定める納入期限までに一括して納入するものとする。

5 事業年度の途中で入会する場合、会費納入をもって会員資格を得る。

年度途中の10月以降の入会の場合の会費は半額とする。

6 会員が退会した場合は、すでに納入した会費は返還しない。

(変更)

第7条 会員が、会員名又は会員代表者を変更する場合は、当法人が別に定める変更届出書を当法人に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、加入期間満了の1箇月前までに当法人が別に定める退会届出書を当法人に提出しなければならない。

2 前項の退会にあたって、第6条に定める当該年度の会費が未納の場合、その納入後に退会するものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、当法人より会員に通知の上、除名することができる。

- (1) 会費を滞納した場合
- (2) 当法人の名誉を傷つける行為又は当法人の目的に反する行為をした場合
- (3) 当法人の会員としてふさわしくないと当法人が判断した場合

附則

この規程は、2018年6月29日から施行する。

この規程は、2018年10月24日から施行する。

この規程は、2020年1月22日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2026年4月1日から施行する。